

佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第三十二号

佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県税条例施行規則（昭和三十年佐賀県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

様式第三号その六中「租税特別措置法第66条の11の2第7項に規定する国
税庁長官の認定」を「特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条
第1項の所轄庁の認定又は同法第58条第1項の所轄庁の仮認定」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第九条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第三項に規定する国税庁長官の認定を受けた特定非営利活動法人に係る控除対象寄附金等指定申請書に添付する書類については、当該認定の有効期間が経過するまでの間は、この規則による改正後の佐賀県税条例施行規則様式第三号その六の規定にかかわらず、なお従前の例による。